

◎佐賀県条例第16号

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例

佐賀県港湾管理条例（昭和47年佐賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(定義) <b>第2条 略</b> 2 この条例において「港湾施設」とは、法第2条第5項に規定する施設及び同条第6項の規定により国土交通大臣が認定した施設のうち、法第12条第5項の規定により <u>告示</u> されたものをいう。				(定義) <b>第2条 略</b> 2 この条例において「港湾施設」とは、法第2条第5項に規定する施設及び同条第6項の規定により国土交通大臣が認定した施設のうち、法第12条第5項の規定により <u>公示</u> されたものをいう。			
<b>別表第2（第12条関係）</b> 港湾区域内の水域又は公共空地の占用料				<b>別表第2（第12条関係）</b> 港湾区域内の水域又は公共空地の占用料			
区分		単位	単価	区分		単位	単価
略				略			
暗きょ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	1メートルにつき1年	<u>90円</u>	暗きょ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	1メートルにつき1年	<u>100円</u>
	外径又は外辺が0.3メートル未満のもの		<u>50円</u>		外径又は外辺が0.3メートル未満のもの		<u>60円</u>
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県港湾管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る占用料について適用し、同日前の許可に係る占用料については、なお従前の例による。